

## 第 10 節 国際的取組

生物多様性の保全等の地球環境保全は、一国のみでは解決できない人類の共通の課題であり、我が国の能力を活かし、その国際社会にしめる地位にふさわしい国際的取組を積極的に推進する必要があります。

このため、地球環境保全に関する政策の国際的な連携を確保し、開発途上地域の環境や国際的に高い価値が認められている環境の保全への協力を進めるとともに、こうした国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備します。また、調査研究、監視・観測等における国際的な連携の確保、地方公共団体又は民間団体等の活動の推進に努めます。さらに、国際協力の実施等に当たっての環境配慮に留意するとともに、我が国の海外経済活動が生物多様性に悪影響を及ぼさないよう十分配慮します。

生物多様性の保全と持続可能な利用のための国際的取組については、この基本的方向を進めるとともに、特に、生物多様性条約の下での取組、生物多様性関連条約との連携強化、自然環境関連の諸条約の実施、国際的プログラムの推進、開発途上国への協力の各分野においては、以下のとおり施策の展開を進めます。

### 1 生物多様性条約の下での取組

#### ア 締約国会議等での取組

生物多様性条約のもとでは、締約国会議、科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合（S B S T T A）などの場で各締約国の代表が集まり、様々な議論が行われています。現在までに、5回の締約国会議、7回のS B S T T Aが開催され、114の決議、71の勧告が行われてきました。例えば、内陸水、海洋・沿岸、農業、森林といった主題別の生物多様性に関する作業計画が作成され、必要に応じ見直ししながら、それらに基づく様々な取組が各締約国、関係国際機関等により行われています。

また、これら各主題の実施のために共通する横断的な課題に関しても、様々な議論が行われています。例えば、移入種の問題に関しては、その対策に係る共通指針が「移入種の防御、導入及び影響緩和のための中間指針原則」として第5回締約国会議で決議され、各締約国等の対策の実施が促されています。エコシステムアプローチの12の原則も、同様に第5回締約国会議で決議されました。

また、締約国会議では、条約を実施する上での分類学の振興の重要性が認識され、世界分類学イニシアティブ（G T I : Global Taxonomy Initiative）が提唱されました。今後、様々な国際プログラム等との連携を図りつつ、地球レベル

での包括的な取組が求められており、このような取組を支援するために設置されたG T I 調整メカニズムにアジア・オセアニア地域を代表して、我が国より委員を派遣しています。

さらに締約国会議では、条約第26条に基づき国別報告書を、過去2回にわたり締約国より提出させ、条約の実施状況の把握に努めてきました。

今後とも、締約国会議等における決議・勧告を踏まえた国内対策の充実に努めるとともに、各種会合への参加を通じて、効果的な枠組みづくりを進めるなど、地球レベルでの生物多様性保全及び持続可能な利用の達成に貢献していきます。

## イ 情報の交換

生物多様性に関する各国の様々な情報を交換し、情報共有することにより、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する各国の施策をより充実したものにすることができます。このため、我が国としても、国内における調査研究の促進により情報の蓄積に努めるとともに、各国との情報の交換を積極的に進めることが必要となります。これは、開発途上国支援の観点からも重要なものです。

締約国会議では、条約第18条第3項に基づき、技術上及び科学上の協力を円滑にするための、このような情報交換の仕組み（C H M：Clearing-House Mechanism）に関する議論を第1回会合から行ってきました。現在は、第5回締約国会議において決議されたC H M戦略計画に基づく取組が行われています。

また、UNEP、FAO、OECDをはじめとする国際機関等が開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間条約や二国間科学技術協力等に基づく調査・研究情報の交換を進めます。

## ウ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（仮称）の効果的実施に向けた取組

生物多様性条約の下で、バイオテクノロジーの安全性に関する議定書の必要性について検討することが規定され、この規定に基づき、約5年間の交渉を経て、2000年1月に「バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」が採択されました。本議定書は、バイオテクノロジーにより改変された生物の国境を越えた移動についての手続に関する制度を構築するものであることから、我が国としても、国際的な規制水準の調和を図るため、各種国際会議等において、議定書を実施する上での各国との共通理解の促進に努めます。また、開発途上国の能力開発を通じ、各国の規制水準の調和を図ることも重要です。我が国は、早期の締結を目指し、関係省間で協力し、政府一体となって締結に必要な国内担保措置の構築を行っています。

## 2 生物多様性関連諸条約との連携強化

次に掲げるような生物多様性条約と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組んでいくことが必要です。

### (1) ラムサール条約

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」の実施のため、国内においては、湿地生態系保全のための保護地域の設定の推進を図ります。また、現在、我が国の登録湿地は、釧路湿原、琵琶湖等計 11 箇所、83,725 ヘクタールですが、1999 年の第 7 回締約国会議において、湿地の登録基準を主に水鳥を中心としたものから生物多様性全般に拡大すること、登録湿地を倍増すべきことの決議が行われたことを踏まえ、国際的な重要な湿地については、条約上の登録湿地としての指定の促進を図ります。

さらに、湿地を含む自然環境に関する情報整備、湿地の再生・修復、環境影響評価、国内湿地目録の作成、普及啓発等を実施し、総合的な湿地の保全と適正な利用を図っていきます。国際的には、特にわが国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア地域において、湿地の現況調査や湿地目録の作成支援、普及啓発を進める等により、アジア地域における条約批准の促進や湿地保全への協力を行います。

今後とも、これらの国内外の湿地保全のための取組を進め、「ラムサール条約」の実施促進を図ります。

### (2) ワシントン条約

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」については、附属書 ~ に掲げられている種の輸出入の規制を「外国為替及び外国貿易管理法」の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令並びに関税法に基づいて行っています。さらに、「ワシントン条約」の附属書 に掲げる種については、「種の保存法」に基づき、国内での取引規制を行っており、こうした国内法の適切な運用によりこれらの条約等の実施を推進していきます。特に、ワシントン条約対象種の違法な取引が後を絶たないことから、引き続き関係機関が連携・協力し、違法行為の防止、摘発に務めます。

### (3) 世界遺産条約

人類全体にとって重要な世界の遺産の保護を目的とした「世界の文化遺産及

び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき世界遺産一覧表に登録された白神山地(16,971ヘクタール)及び屋久島(10,747ヘクタール)の自然遺産について、適切な保全を推進します。

平成7年に、地方自治体、関係省庁等と連携・協力の下、策定した世界遺産地域管理計画に基づき、自然公園法、自然環境保全法及び国有林野事業等により、適正な保全管理を推進します。また、アジア地域の開発途上国内の世界遺産登録地の保全管理支援のための調査等を実施します。

また、第24回世界遺産委員会(2000年12月)の決議を受けて、世界遺産の登録基準や新たな登録に際しての手続き等を定めている作業指針の改訂作業が現在進められていることから、改訂後の新たな作業指針に基づく対応について今後検討していきます。

#### (4) 二国間渡り鳥条約・協定

「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約(日米渡り鳥保護条約)」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(日露渡り鳥保護条約)」、「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(日豪渡り鳥保護協定)」及び「渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定(日露渡り鳥保護協定)」に基づき、渡り鳥等やその生息環境の保護を図るため、二国間の渡り鳥等に関する研究、情報交換、捕獲の規制、保護区の設定等の施策を実施します。また、絶滅のおそれのある鳥類とされた種については、国内で「種の保存法」に基づき取引規制を行います。

また、これらの渡り鳥条約・協定の有効性を認識しつつ、他のアジア地域各国との二国間協力の枠組みの必要性について検討を進めるとともに、アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地のために、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定等の策定を検討します。

#### (5) ボン条約

1979年に採択され、1983年に発効した「移動性野生動物種の保全に関する条約」(ボン条約)のもとでは、条約の附属書に記載された絶滅のおそれのある移動性野生動物種について各締約国において厳正な保護が図られているほか、附属書に記載された種の保全管理のために、これまでに渡り性水鳥、アザラシ、コウモリ、ウミガメ等を対象とした多国間の協定や覚書が締結され、保全管理計画の策定、生息地の保全と復元、調査研究、普及啓発等が実施されています。こうした移動性動物種の保全管理を進めるためには多国間の

協力が重要であることから、本条約に係る国際的取組みの動向を踏まえつつ、我が国としても今後ボン条約への対応について検討していきます。

### 3 国際的プログラムの推進

生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間、先進国間、途上国間等様々な形態の国際的な協力が必要であり、我が国も直接又は様々な国際機関等を通じて、これら国際的プログラムに積極的に関与していくことが重要です。

とくにアジア太平洋地域においては、各種プログラムにおいて我が国が重要な役割を担うべきであり、熱帯林、サンゴ礁、湿地、渡り鳥の生息地等、生物多様性の重要な構成要素に関する現況把握のための国際的なモニタリングや調査研究や保全のための取組に積極的に参加協力していきます。

また、平成14年8月～9月に南アフリカのヨハネスブルグで開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議」ではアジェンダ21の実施促進のための取組が検討されるので、これを契機に、アジア太平洋地域を中心に世界の生物多様性保全のための取組の促進を図ります。

#### ア UNESCO を通じての協力

国連教育科学文化機関（UNESCO）の環境問題解決の科学的基礎とすることを目的とする「人間と生物圏（MAB）計画」において、生物多様性の保護、開発、文化的価値の維持を目的としたネットワーク活動を促進するために、世界各国において、保全・条件整備・開発の3つの機能を持つ「生物圏保存地域」が指定されています。我が国では、屋久島、大台ヶ原・大峰山、白山及び志賀高原の4地域がユネスコの指定を受けています。我が国はこのMAB計画国際調整理事会メンバーに就任し、その活動に参加しています。

また、我が国は国連教育科学文化機関（UNESCO）に対して、アジア・太平洋地域地球環境共同研究事業信託基金（平成14年度より、ユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業信託基金）を拠出し、関係する研究者の派遣を通じて、アジア・太平洋地域におけるセミナー等の生物圏保存地域のネットワーク活動を積極的に支援しているのに加え、UNESCOに設置した人的資源開発信託基金により、アジア・太平洋地域における本分野の人材育成を支援しています。

#### イ GBIF を通じての協力

OECD（経済協力開発機構）/ CSTP（科学技術政策委員会）における議論を踏まえ、生物多様性に関するデータを集積し、全世界的に利用することを目

的とした GBIF（地球規模生物多様性情報機構）が、平成13年3月に発足しました。本プロジェクトの実施により、10年後には、約180万種ある学名を持つ全生物の9割以上をカバーし、インターネットで閲覧できるシステムを作り上げる予定です。

GBIFは理事会を最高意志決定機関とし、技術的側面についての活動を担う科学委員会、各国からの拠出金により構成される活動費の管理運営を行う予算委員会により構成されます。平成13年11月にデンマークのコペンハーゲンに事務局が設置され、事務局長が就任するなど、その活動を本格的に開始しつつあります。

我が国は、文部科学省が科学技術振興事業団を通して、米国と並び活動資金の最大の拠出を行っているとともに、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討を進め、また、理事会副議長及び予算委員会副委員長を努めるなど積極的に本活動に参画しています。今後とも地球規模でのデータアクセスの改善、データのデジタル化等を進めていきます。

#### ウ OECDを通じた協力

OECDにおいては、バイオテクノロジーの安全確保問題から検討を開始し、知的所有権、遺伝子治療をはじめとするヘルスケア及びバイオテクノロジーの環境活用などに関する作業を行ってきました。さらに、最近では、バイオ食品規制と調和に関するワーキング・グループにおいてバイオ食品の環境への適用、環境影響に対する安全性評価に関する作業を行っている他、新規バイオテクノロジー食品・農作物に関する国際会議（2001年7月）、遺伝子組換え生物体の環境影響に関する国際会議（2001年11月）を開催するなど、バイオテクノロジーと環境及び生物多様性の関係についての作業を精力的に行っています。我が国政府としては、今後とも引き続きOECDにおけるこうした活動に建設的かつ積極的な貢献を行っていく考えです。

#### エ アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

アジア太平洋地域において、渡り性水鳥とその生息環境の保護を図るための国際的枠組みとして1996年に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に関して、関係国政府、国際機関、非政府団体及び専門家等との連携のもとにその履行を進めています。特に、本戦略のもとで構築された東アジアオーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワークには、わが国から谷津干潟、吉野川河口等4箇所、（、北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワークには、釧路湿原、出水・高尾野等5箇所、東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークには、宮島沼、佐潟、蕪栗沼等14箇所が参加し、渡り鳥及びその生息地の保全に関する情報交換、調査研究等の国際協力が実施されてい

ます。

我が国は、2001年から開始された第一期戦略の履行を推進するため、シギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の重要生息地ネットワークの拡充を図るとともに、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の絶滅のおそれのある種について、保全行動計画の策定を進めていきます。

#### オ 持続可能な森林経営と違法伐採問題

森林生態系は、生物の多様性を考える上で非常に重要な場です。各国において森林の保全と持続可能な経営の推進をはかるべく様々な取り組みが行われています。

1995年以降、国連に設置された政策対話の場において採択された持続可能な森林経営を推進するための行動提案の実施促進を図るため、我が国は国連森林フォーラム（UNFF）へ積極的に参画しているほか、モニタリング・評価・報告に関する UNFF 貢献国際専門家会合を開催し、各国や関係国際機関の取り組みに貢献しています。

また、世界の森林の持続可能な経営推進のため、G8諸国では、1998年のバーミンガム・サミットにおいてモニタリングと評価や違法伐採等5項目により構成される「G8森林行動プログラム」を発表し、各国独自に、または協力し合って本プログラムの実施に取り組んでいます。

そのほか、持続可能な森林経営について客観的に評価するため、欧州をのぞく温帯林等を対象とし、その基準・指標を作成・実施するための枠組みであるモンテリオール・プロセスに積極的に参加し、参加各国の取り組みを推進するための議論のとりまとめに貢献しています。

世界有数の木材輸入国でもある我が国としては、これらの国際的プログラムに基づき本問題に関する国際的な議論へ積極的に参加しています。

特に、違法伐採問題については、持続可能な森林経営を著しく阻害する要因として、国際的な問題となっており、生物多様性の保全にとっても支障となっています。違法伐採問題については、G8森林行動プログラムの5分野の課題の1つとして取り上げられるとともに、2000年に沖縄で開催されたG8首脳会合では、「輸出及び調達に関する慣行を含め、違法伐採に対処する最善の方法についても検討する」旨合意されたところです。また、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じて、伐採された木材の流通を追跡調査するための木材統計・情報システムの開発、人材育成等の違法伐採問題克服に向けた熱帯林経営強化のための事業に対する拠出等を行うとともに、我が国として可能な取り組みについて、関係省庁による検討を行っているところです。

今後、国際的な政策対話の場へ積極的な参画等を通じて、生物多様性の保

全を含めた持続可能な森林経営を推進していくことが必要である。

#### キ 国際サンゴ礁イニシアティブ

サンゴ礁及びそれに関連するマングローブや藻場等の生態系は、世界中でも生物生産性が高く、生物相の多様な生態系の一つであり、社会的、経済的、生物学的な観点から、極めて重要な資源となっています。

一方、サンゴ礁等は、資源としての採取、埋立て、汚染や表土の流出、観光利用及び気候変動に伴う海水温の上昇等、人間活動によりもたらされる様々な脅威に直面しています。

これらの重要な生態系を適切に保全していくために、1995年に構築されたサンゴ礁と関連する生態系の保全のための国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブを関係各国と協力して推進し、地域のサンゴ礁保全管理能力を養成するためのワークショップの開催、「国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）」の整備、発展途上国におけるサンゴ礁管理計画の策定調査等積極的な取組を推進してきたところです。

今後とも、総合的な沿岸域の管理、各種の能力の養成、研究及びモニタリングの実施、保全のための取組の実施と評価というサンゴ礁生態系等の保全のための重要な課題について、関係各国、国際機関、地域住民等と協力し、積極的に取り組んでいきます。

特に、東アジア海地域、太平洋地域を中心とする世界のサンゴ礁生態系の多様性の中心地域のサンゴ礁保全の重要性を踏まえ、これらの地域の中においてサンゴ礁を有する数少ない先進国として積極的な役割を果たしていきます。

#### ク 地球生態系診断（ミレニアムエコシステムアセスメント、MA）

気候変動枠組条約においてはIPCCという科学的なアセスメントを実施する組織を有していますが、生物多様性条約、砂漠化防止条約等においてはこのような科学的組織を有していません。

ミレニアムエコシステムアセスメント（MA）は、生態系に関する科学的なアセスメントを実施し、生物多様性条約や砂漠化防止条約、各国政府、NGO、一般市民等に対し、政策決定に役立つ総合的な生態系情報を提供することをもって、生態系管理の改善を目指すものです。平成13年6月5日に正式発足後、全地球規模のアセスメントと地域レベルのアセスメントを同時に行い、2005年1月を目途に最終報告書を取りまとめる約4年間のプロジェクトです。

MAの推進のため、4年間合計で2100万ドルの予算を予定しており、その主要拠出者は、GEF、国連基金、パッカード基金及び世界銀行となっています。

我が国は、全地球規模のアセスメントの基本設計、作業計画等を策定するデザインワークショップに国立環境研究所の研究者が加わっている他、中国科学



院等と協力して中国西部での地域レベルアセスメントを実施しています。

#### ケ 地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）

地球圏・生物圏国際共同研究計画（IGBP）は、全地球を支配する物理的・化学的・生物的諸過程とその相互作用を究明することによって、過去から現在、未来に至る地球環境とその変化、さらに地球環境に対する人間活動の影響について理解し解明するための研究計画です。

近年、地球の温暖化、オゾン層の破壊等地球環境問題が国際的に大きな問題となっていますが、地球規模の環境変動が起こる機構についてはいまだ不確実な部分が多く、このことが地球環境に関して適切な予測と対策を立てることを困難にしています。IGBPは、このような問題に対して、地球システムに関する科学的な解明を通してこれにこたえようとするものであり、本計画を推進することにより、地球規模の環境変動が起こるメカニズムが解明され、地球環境に対して適切な予測と対策を立てることが可能となります。生物多様性の観点からは、海洋生態系の構造および機能、その主要なサブシステムおよび物理的な影響に対する応答や、地球変動による生物圏や水資源の状況やその変動に関する地域的なデータの評価等に関する調査研究を行っています。

我が国においては、日本学術会議地球環境連絡委員会に IGBP 専門委員会を設置し、国内の相互調整を図りつつ、大学等の研究機関を中心に調査研究を推進しています。

#### コ 国際生物多様性科学研究計画（DIVERSITAS）

DIVERSITAS（ラテン語で”多様性”の意）は、生物多様性の起源、構成、機能、維持および保全等に関する調査研究を推進する国際的な研究計画で、生物多様性条約を科学の立場で支援する立場にあります。DIVERSITASは、南北アメリカ、欧州・アフリカ、アジア・西太平洋の3つの地域ごとに実施されていますが、アジア・西太平洋地域については、DIWPA（DIVERSITAS in Western Pacific and Asia）が設立され、京都大学に事務局が置かれています。また、DIWPAの提案により、2001年を国際生物多様性観測年（IBOY：International Biodiversity Observation Year）として、世界の様々な生態系において、同時に、同じ観測手法で生物多様性を観測する事業を実施しています。

#### サ 南極地域観測事業

1956年から実施している我が国の南極地域観測事業では、南極の海洋・陸上の生態系や生物相を対象とした調査研究も行われており、また、南極観測活動を行っている他の国とのIGBP等に係る国際協力も実施しています。

南極地域観測は、極域の自然現象及び地球全体の環境変動を理解する上で重要であり、今後は、南極から地球環境変動を監視・研究する環境モニタリング研究観測を一層充実させることとしています。

#### シ 世界分類学イニシアティブ (GTI)

生物多様性の保全には、世界のどこにどのような生物が生息しているかを正確に把握して科学的な根拠に基づいた保全計画を立てる必要があります。しかしながら、地球規模での正確なデータの蓄積が不足しているため、生態系の生物種に関する調査研究が迅速に実施されなければなりません。1995年の生物多様性条約第2回締約国会議において、このような調査研究を推進していくためには分類学研究者が圧倒的に不足している事が指摘されました。そこで、分類学の振興を生物多様性条約実施のための横断的テーマとする世界分類学イニシアティブが提唱され、分類学研究者の育成、分類学情報の共有などに取り組むことになりました。今後は、GTIのナショナルフォーカルポイントである国立環境研究所を中心として、アジア・オセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献等を通じ、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースの開発、生物種標本の管理状況の改善等を通じた、分類学に関する各種の情報へのアクセス改善に取り組み、地球規模での生息生物種の実態解明に貢献していきます。また、特に研究活動を通して、同地域の発展途上国における分類学研究のためのキャパシティ・ビルディングを行っていきます。

#### ス IMOを通じたの協力

国際海事機関 (IMO) は、船舶のバラスト水中に混入するプランクトンなどの各種生物の拡散防止のための取組を1970年代半ばから続けており、生物多様性条約事務局との間で、外来種の侵入問題についての共同作業に関して連絡が取り交わされています。

我が国は、本問題を地球規模で迅速に解決を図るためには、IMOにおける取組に連携することが重要であると考えており、これまでも船舶におけるバラスト水の適切な管理を義務付ける国際規制の枠組や、バラスト水中の生物を適切に処理するための具体的方法等をIMOに対して提案しておりますが、今後ともこのよう取組に積極的に協力していくこととしております。なお、本件についてはさらに検討を経た上で、2003年に開催予定の国際会議において、船舶バラスト水の管理及び規制に関する条約案が採択される予定となっております。

#### 4 開発途上国への協力

開発途上国の多くは、生物多様性に富んだ自然環境を有しており、それらの

自然環境は世界の生物多様性の保全上重要な役割を果たしているものが少なくありません。また、開発途上国では、多くの住民が生活の基盤を生物多様性（生物資源）に依存しています。しかし、資金的、技術的、社会経済的状況から、単独では生物多様性の保全と持続可能な利用を十分に行えない国が多いのが実状です。

こうした開発途上国において、生物多様性の保全と持続可能な利用を推進していくことは、世界レベルの生物多様性の保全に不可欠です。我が国を含む先進諸国は、開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画策定・立案・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国における知見を活かし、ともに協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する責務を有しています。特に、アジア地域の開発途上国の生物多様性は、渡り性鳥類やサンゴ礁に代表されるように我が国の生物多様性と密接な関わりを有しており、これらの国々に対する支援は、取りも直さず、我が国の生物多様性の保全にも大きく寄与します。

また、一方で、これらの開発途上国が有する伝統的な技術や知見等には、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進のために学ぶべき技術や知見がある点にも十分留意することが必要です。

我が国としては、こうした基本的認識に基づき、以下の諸点に留意し、開発途上国における生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に貢献していくこととします。

## ア 政府開発援助の効果的活用

我が国は、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策および国連環境特別総会における 21 世紀に向けた環境開発支援構想（ISD）の表明を受けて、環境分野の政府開発援助の拡充・強化に努めています。今までも、政府開発援助により、生物多様性関連分野に関する各種協力を実施してきたところですが、今後、以下の諸点も踏まえ、効果的な協力を推進します。

### （ア）政策対話の推進

生物多様性の保全に関する基本認識を途上国との間で共有し、途上国において生物多様性の保全に適切な優先順位が与えられ、積極的な取組が促進されるよう、緊密な政策対話を進めます。

### （イ）技術・ノウハウ等の移転等

生物多様性保全のための制度・組織の整備、人材育成、生物多様性についての基礎的情報の整備、生物多様性の持続可能な利用に向けた研究等に関し、途上国において不足している情報・施設等の充実に支援するとともに、途上国の

対処能力の向上を支援するため、我が国の有する技術・ノウハウ等の移転を図ります。また、途上国の経済・社会制度及び開発計画と両立する手法の導入による生物多様性保全のためのモデルプロジェクト等の実施を途上国と共同で推進します。

#### (ウ) 民間団体等の活動の支援

民間団体等によるきめの細かい活動が、生物多様性の保全に従来から有効な役割を果たしてきたことを踏まえ、地球環境基金等により開発途上国における民間団体等による取組を支援します。

#### (エ) 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調

生物多様性の保全に関する開発途上国の支援については、国際機関等や他の先進国の有する知識や技術を活用していくことも効果的であり、国連諸機関、国際金融機関、他の先進国の援助機関等との間で適切な連携・協調を行います。

特に現在「生物多様性条約」の資金メカニズムとして指定されている地球環境ファシリティ（GEF）については、我が国は、その試行期間（パイロット・フェーズ）の時より、積極的に参加、貢献しており、GEF1（1994年～97年）の資金規模の拡大交渉に当たっても地球規模の環境問題の重要性にかんがみ、積極的なイニシアティブを発揮しました。我が国のGEF2（1998年～2002年）に対する拠出額は約4億ドル（総額の約20%）であり、米国について第2位の拠出国となっています。

#### (オ) 国内基盤の整備

生物多様性分野の援助を円滑に実施していくためには、人材の確保が重要な課題であり、地方公共団体及び民間の専門家を含め幅広い人材の活用を図ります。また、人材を育成するための研修をはじめ各種制度の充実を図ります。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する情報、国内に蓄積されている技術や経験を収集・整理し、途上国の状況・ニーズに応じた適正技術の円滑な移転の基盤を整備します。

#### (カ) 援助等の実施に際する生物多様性への配慮

政府開発援助の実施に際して生物多様性への適切な配慮が実施されるよう、各機関において「環境配慮に関するガイドライン」を的確に運用するとともに、人材の養成をはじめ環境配慮の実施のための基盤を強化し、国際機関等とも連携しながら、適切かつ効果的な環境配慮を実施します。さらに、援助実施中の状況調査に加え、援助案件の完成後も評価を行います。また、その他の公的な資金による協力及び民間企業の海外活動についても適切な環境配慮が行われるよう努めます。

### イ 個別分野における協力

生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する個別分野の国際協力については、各分野の連携を図りつつ、総合的に世界の生物多様性の保全と持続可能な利用に大きく貢献できるように以下のとおり施策の展開を図ります。

#### (ア) 自然環境保全分野

特に社会経済、生物多様性の両面からわが国と密接な関係を持つアジア地域を中心とし、次のようなテーマに重点を置いて積極的な協力を進めます。

自然環境データ整備（自然環境保全の基礎となる植生図作成手法等、生物多様性・生態系に関する基礎的情報整備や、生物標本、土壌等の環境試料の系統的な収集・蓄積などへの協力）

渡り鳥・湿地保全（渡り鳥モニタリングのための国際的なネットワークの構築、モニタリング技術・手法の確立や、湿地現況調査、湿地目録作成、湿地保全管理計画の策定、普及啓発・環境教育教材の作成等湿地保全などへの協力）

希少種保護（希少種の生息状況調査、保全管理計画の策定、保護増殖・野生復帰技術の確立、普及啓発等、希少種の保護・回復のための対策や、絶滅危惧種が集中し生物多様性が脅かされている地域（ホットスポット）の保全などへの協力）

国立公園（日本の地域制自然公園制度の経験と技術を活かした国立公園管理や利用のためのインフラ整備、利用プログラム作成などへの協力）

生物多様性保全の総合的なプロジェクトとしては、日・米・インドネシア三国協力の下に、インドネシアで実施している保護地域の管理と情報の整備を支援する生物多様性保全プロジェクトを推進しています。このプロジェクトでは、JICAプロジェクト方式技術協力の一環として実施するもので、インドネシア林業省の国立公園管理や保護区のデータベース作成、インドネシア科学院の調査研究や生物多様性データベース作成についての協力を行っています。フェーズ1（1995～98）では、調査研究等の基盤として、主に無償資金協力による施設整備が行われ、生物多様性情報センター（チビノン）や国立公園管理事務所、自然環境保全情報センター等の整備を行いました。フェーズ2（1998～2003）では、これらの施設を活用して、研究の推進、生物多様性データベース作成、情報処理システム開発、国立公園の保全管理計画の策定、エコツーリズム、希少種保護、環境教育の支援等生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な技術協力を実施しています。

#### (イ) 農業分野

我が国は、FAOの植物遺伝資源委員会等への参加、アジア・太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業に対しての信託基金への拠出等を通じて、途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に取り組んでおり、今後ともこのような協力を積極的に推進します。

将来の飛躍的な農業等の発展に寄与しうる有用な生物資源の滅失・逸散が懸念されている多くの開発途上国においては、生物資源の評価、保全及びその適切な利用への協力が重要となっています。現在、農林水産省国際農林水産業研究センター等が開発途上地域やロシアにおいて、地域に適した品種育成等に関する共同研究を推進しているところですが、今後とも、生物資源の保存・評価・利用等に関する国際共同研究を積極的に推進します。

#### (ウ) 林業分野

熱帯地域における生物多様性保全の取組を支援するため、国際熱帯機関（ITTO）に対して、トランスバウンダリィ（国境）地域の森林保全や、生物多様性保全を含む持続可能な森林経営のための基準・指標の実証、マングローブの保全等のプロジェクトへ拠出を行っています。

また、生物多様性保全の観点から、熱帯地域における保護林の適切な設定及び経営の手法を確立するために、保護林の体系、適正規模・配置、その活用等に関する調査を実施しています。

生物多様性に関連する二国間協力としては、インドネシアにおける「森林火災予防計画フェーズ2」、ブラジルにおける「アマゾン森林研究計画フェーズ2」等のプロジェクト方式技術協力を実施しているほか、ヴェトナムにおいて「中部高原地域森林管理計画調査」を開発調査として実施しています。

今後は、(1)天然林の生態系に関する基礎的な研究を積み重ね天然林施業技術の体系化を推進していくとともに、これらを実際の現場での施業技術の的確な運用に結びつけていくための実行体制の整備とその核となる森林・林業技術者の確保・養成に必要な技術協力・資金協力に取り組みます、(2)代表的な生態系や景観を有した森林や、絶滅のおそれのある種が生息する森林の管理に関する技術協力、資金協力を推進します。

#### (エ) 漁業分野

近年、開発途上国においては、沿岸域の有用資源の最適利用に強い関心を示しているものの技術的、経済的な面において適切な対応ができずに苦慮しているほか、いまだ当面の食糧確保、就業の場の確保のため漁獲努力量の投入を優先せざるを得ない状況にあるところも少なくありません。

このような状況の中、水産資源の保護、管理、増養殖に多くの経験と技術を有する漁業先進国である我が国に対する開発途上国等の期待は大きくまた世界有数の水産物輸入国としての立場からも、我が国は世界の水産資源の保護、管理、増養殖等に大きく貢献することが人類全体に対する責務として期待されています。

このため、我が国では開発途上国への水産分野における協力として、政府ベース、民間ベースにより、相手国の要請を踏まえた産業開発支援を行ってきま

したが、今後、海洋生物資源の持続的利用という観点から、また、生物多様性の保全に関する配慮をも視野に入れつつ、バランスのとれた協力のあり方を考究していきます。

#### (オ) サンゴ礁分野

「海の熱帯林」とも形容されるサンゴ礁は、世界全体でその1割が既に破壊され、このまま放置されれば今後20年で世界の4割、さらに40年後には6割以上が破壊の危機にさらされるおそれがあると言われていています。

このため、我が国は貴重な環境・生態系を保護し、自然資源の持続的な利用を可能なものにすることが緊急の課題となっているフィリピンにおいて、「北部パラワン持続可能型環境保全事業」を有償資金協力として実施していきます。

また、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発を図るため、パラオにおいて国際サンゴ礁イニシアティブに基づくアジア・太平洋地域における拠点となる国際的なセンター（研究・教育機能を有する）を確立するため、技術協力を推進します。

#### (カ) 熱帯生物資源分野

熱帯生態系における生物多様性の保全及び遺伝資源の持続可能な利用に必要な技術を共同で研究開発することを目的とした「生物多様性保全と持続的利用等に関する研究協力事業」をタイ、インドネシア及びマレーシアで実施しています。

今後とも、開発途上国における生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築に、相手国の状況やニーズを十分に勘案しつつ、積極的に協力していくこととします。また、二国間協力だけでなく、アジア地域の情報交換機構（クリアリング・ハウス・メカニズム）や研究協力ネットワークの構築にも努めます。